

本庄サーキット専有貸切使用規定

本規定は予告無く変更・追加する場合がございますので予めご了承ください。(2011年度版)

主催者様は当規定及び走行規定について、必ず走行前にミーティングを行い全参加者に告知して下さい。特に、シグナルフラッグ・ランプの意味、コースイン・ピットインの仕方や走行マナーについて参加者全員に徹底して下さい。

1. 専有貸切申込み、契約、支払い

【仮予約】申込用紙に必要事項を漏れなく記入し郵送又はFAXにてお申込みください。

お申込みの際本規定及び走行規定を十分理解した上でお申込みください。

【正式予約】仮予約後、契約書を郵送いたします。契約書の内容をご確認の上、同意されましたら署名・捺印しご返送ください。正式予約完了日より14日以内(契約書に記載された期日まで)に予約金として全使用料の10%以上又は全額を、残金のお支払いは貸切使用日の6日前までに全額を、当社指定の口座までお振込みください。

いずれか一方でもお支払いが無い場合は契約締結後でも解約する場合があります。

お振込み名義は契約者様のお名前をお願いします。変更がある場合は当社までご連絡ください。

振込み確認が取れませんか専有貸切を行えない場合があります。

専有貸切使用当日、追加注文された場合は当日支払いをお願いします。

賃借日時・賃借付帯施設器具機材・走行内容等については契約書・申込書記載通りとすること。

2. 営業時間 ... ゲートオープン 7:30 (8:30からコース使用の場合は7:00)

一日専有貸切 施設使用時間 7:30 ~ 17:00

コース走行時間 9:00 ~ 12:00 , 13:00 ~ 16:00

延長は 8:30 ~ 9:00 , 16:00 ~ 17:00 で可能です。

30分単位も可能。料金は延長料金の半額。

半日専有貸切 午前 施設使用時間 7:30 ~ 12:30

コース走行時間 9:00 ~ 12:00

延長は 8:30 ~ 9:00 で可能です。料金は延長料金の半額。

午後 施設使用時間 12:30 ~ 17:00

コース使用時間 13:00 ~ 16:00

延長は 16:00 ~ 17:00 で可能です。30分単位も可能。料金は延長料金の半額。

どの日程も 12:00 ~ 13:00 は走行できません。

主催者様は、催事終了後、施設使用時間終了までに参加者全員を速やかに退場させ確認して下さい。

万一、遅れが生じた場合、延長料金を頂く場合もございます。

半日専有貸切の場合、使用時間の入れ替えに伴う車両の移動など御協力願います。

3. 解約 ... 解約する場合は次の通り違約金を支払うこと。支払われない場合は、次回から貸切をお断りする場合があります。

貸切使用日の 30日前 ~ 15日前 ... 専有貸切料金の 20%

貸切使用日の 14日前 ~ 8日前 ... 専有貸切料金の 50%

貸切使用日の 7日前 ~ 当日 ... 専有貸切料金 全額

4. 連絡先 ... 常に連絡が取れる連絡先を明確にすること。

5. 誓約書・施設管理費

走行日当日の走行前に主催者様は必ず全参加者分の誓約書ご提出と施設管理費用(全参加者×お一人様1日500円)のお支払いを当社にお願いいたします。(2輪の方は支払い不要)

6. 使用の中断・中止 ... 次の場合当社の判断で施設使用を中断・中止することができる事とする。

この場合支払われた料金の返還は致しません。

・当社規定を著しく守られていない場合。

・走行マナーが著しく守られていない場合。(ルール・マナー厳守。人命第一。)

・重大事故等により走行の続行が不可能な場合。

・自然現象等の不可抗力や当社以外の第三者が原因で走行が困難である場合。

この場合、当社はこれによる損害賠償その他一切の責を免れるものとする。

7. 責任の所在

主催者様は、施設を使用するにあたり走行中・管理中に発生した事故や損害賠償等はすべて対応・処理し、当社にその責任を転嫁しないこと。

8. 損害補償 ... ガードレール等の破損について、施設内の物を破損された場合には、主催者の方にご請求申し上げます。

破損状況を両者で確認し、交換の判断は当サーキットの一任とさせていただきます。

それに対する意義申し立ては一切受付致しません。

9. 転貸・賃借権の譲渡

専有貸切における施設管理・催事運営について、第三者への転貸・賃借権の譲渡及びこれと同視できる行為は禁止。

10. 音量測定

走行中の音量を当社スタッフが測定します。103dbを超える車両については、主催者様が、直ちにピットインさせ、音量低減措置を執ること。103dbを超える車両を走行させないよう徹底してください。

11. 外出

参加者が競技中にサーキット場外に出られる場合は、主催者様又は当社スタッフに必ず事前に申し出、ゼッケン・発信機・テーピングを取り外してから外出すること。

12. 営業行為

施設内で販売・PR など営業行為を行う場合は内容を事前に相談すること。

相談なしに行った場合当社が直ちに中止させることが出来ることとする。

13. 見舞金

当サーキットのコース上、及びピットロード、パドック内における事故でケガをした場合には見舞金が支払われます。

- (1)補償金額
- | | |
|---------|--------------------------|
| 死亡見舞金 | 200 万円 |
| 後遺障害見舞金 | 200 万円に所定の割合を乗じた額 |
| 入院見舞金 | 7日以内 3.5 万円 |
| | 8日以上 14 日以内 7.0 万円 |
| | 15 日以上 21 日以内 10.5 万円 |
| | 22 日以上 15.0 万円 |
| 障害手術見舞金 | 5 万円(1 事故による入院に対し 1 回まで) |
- (2)補償範囲
- 壁、ガードレール等に衝突したときのご本人のケガ
 - 他の車両と衝突したときのご本人のケガ
 - 他の車両にはねられたときのご本人のケガ
- (3)補償期間
- 当日のみ有効
- (4)受取条件
- その日の催事中・サーキット走行中に起きた事故が原因の負傷、死亡に限ります。
その日の催事中・サーキット走行中に起きた事故の証明ができ、当日中に当社まで事故の報告が必要です。
医療機関の診断書をご提出ください。
死亡見舞金・後遺障害見舞金は事故日から30日以内の発生に限ります。
入院見舞金は、事故日から30日以内となります。
最終判断は当社・関連クラブ役員会議によるものとします。(見舞金支給協議会)

14. その他

当サーキットの規定を遵守し、サーキット関係者の指示に従うこと。

施設使用時間・コース走行時間は必ず守ること。コース走行時間外の走行は厳禁。

走行中は必ず1名以上がコースを一望できる場所で監視すること。

主催者様はギャラリーの安全も十分に考慮に入れること。

主催者様は貸切終了後、コース・付帯施設及び器具機材等を原状回復し退出すること。

ゴミ・廃タイヤ・廃パーツは参加者各自で持ち帰ること。持ち帰らない場合は主催者様が責任を持って持ち帰ること。

火災の原因となるので指定された場所以外での喫煙・タバコのポイ捨て・火気取り扱い厳禁。

主催者様は参加者全員に徹底してください。

施設備品を使用する時は必ず当社スタッフに連絡すること。

本規定に定めていない事項又は疑義を生じた事項については、協議の上で決定すること。

以上の専有貸切使用規定及び走行規定・使用契約書を万一遵守していただけない場合は

貸切をお断りする場合もあります。

また、貸切使用中に当社が不適当と判断した場合などは、走行の途中やスケジュールの途中で

不適当車両の除外・貸切の中止もございます。

安全に楽しく走行していただけますようご理解とご協力をお願いします。